

厚生サービスご利用時の組合員資格確認方法が変わります！

令和6年12月2日からのマイナ保険証への移行に伴い、厚生サービス（宿泊等利用補助・トレーニング施設利用補助）ご利用時の組合員資格確認方法を変更します。移行前までは、資格確認方法として組合員証（もしくは、被扶養者証）をご提示いただいていたましたが、今後は以下（１）から（４）のうちいずれか１つの提示に変更します。

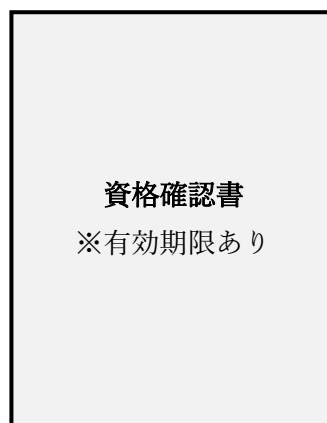
（１）マイナポータルの資格情報画面

（スクリーンショットは不可）

「マイナポータルの資格情報画面の操作方法」①
または②によりご提示ください。



（２）資格確認書（一部の保有者のみ）



（３）公立学校共済組合大阪支部の組合員証

もしくは被扶養者証

（令和7年12月1日までの利用に限る）



（４）資格情報のお知らせ

「資格情報のお知らせ」とは？詳細はこちら↓

<https://www.kouritu.or.jp/osaka/topics/kumiai/shikaku0919/index.html>

